

協力企業CSRガイドライン

2020年3月9日改定

2017年5月1日制定

EXEDY

株式会社エクセディ

調達本部

目 次

	頁
I はじめに	1
II エクセディの企業理念・CSR方針	2
1. 企業理念	2
2. CSR方針	3
III エクセディの調達基本方針	5
IV 協力企業CSRガイドライン	6
1. コンプライアンス	6
2. 人権・労働	7
3. 地域・グローバル社会	8
4. 皆様の協力企業様への展開	9

I はじめに

当社は1923年に創業し、各地域での企業活動を通じて、地球・社会の持続可能な発展への貢献に努めて参りました。

この間、社会環境の変化に伴い、幾度となく困難な状況に直面する事も有りましたが、私たちは常に「社会への貢献」「お客様へのお役立ち」「社員の幸せ」を目指し努力し続ける事が重要との認識から、企業理念「喜びの創造」を定めました。

そしてこの度、企業として担うべき社会的責任の観点から「CSR方針」を制定致しました。地球・社会の持続可能な発展には、自動車産業のサプライチェーン全体を通じて協力企業の皆様のお取り組みが欠かせないとの認識から、皆様をお願いしたい事項を「CSRガイドライン」として取り纏めました。

各協力企業様におかれましては、本ガイドラインの主旨をご理解頂き、法・及び法の精神を遵守し社内実践されますとともに、皆様の仕入先様にもご展開頂きます様宜しくお願い致します。

2017年5月

株式会社 エクセディ

調達本部

II エクセディの企業理念・CSR方針

1. 企業理念「喜びの創造」

私たちの目指す姿（理念）

【喜びの創造】

一人一人の良心と未来への希望をもって、社会の喜びを創造しよう
高い技術とこまやかな対応をつうじて、お客様の喜びを創造しよう
誇りある仕事と自己成長をつうじて、私たちの喜びを創造しよう

私たちの行動指針

私たち一人一人が

自ら進んで参加しよう	（挑戦の活力ある社風）
努力と成果を認め努力あおう	（努力が報われる社風）
言葉と行動を一致させよう	（やりとげる社風）
相互に信頼し尊敬しあおう	（誇りのもてる社風）
成長の笑顔を認めあおう	（個性を活かす社風）

事業領域

高い技術力とこまやかな対応力をもった駆動系を中心とする
総合メーカーとして世界の一流であることを目指そう

経営方針

社会に貢献できるグローバル企業として成長・進化し続ける

1. 安全最優先
2. 最高品質
3. 納期厳守
4. 競争力あるものづくり
5. スピード
6. 働いてよかったと思える会社
7. よき企業市民（CSR）

2. CSR方針

【基本方針】

エクセディグループは各地域における企業活動を通じて、地球・社会の持続可能な発展のために貢献します。そのために、次の10項目に基づき、国内外を問わず、人権を尊重し、すべての法律、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに、社会的良識を持って行動します。

【活動方針】

1) コンプライアンス（公正・透明）

各国・地域の法令並びにそれらの精神を遵守し、校正、透明、自由な競争の確保が企業活動の基本ルールであるとの認識に立ち、取引を行います。

2) 働きやすい職場環境の確保

役員及び従業員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい環境を確保するとともに、役員及び従業員の人格・個性を尊重し、創造性を発揮できる企業風土を実現します。

3) 社会に喜ばれる商品、サービスの開発と提供

提供する商品・サービスは、世界のどの顧客・消費者にも最適で喜ばれる品質水準を常に確保します。それが私たちの社会的責務であると自覚して行動します。

4) 企業情報の公正、迅速な公開

株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を正確、公正、かつ迅速に開示します。

5) 環境問題への積極的な取り組み

自然や社会との共生を実現するために「企業理念」＝「喜びの創造」を追求し、企業活動の全ての面において、地球にやさしい環境づくりに努めます。

6) 社会貢献活動

「良き企業市民」として地域社会との関係を重視し、社会への貢献活動を行います。

7) 反社会的勢力および団体との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。

8) 国際企業

海外に活動拠点を持つ国際企業として、諸外国の習慣及び文化を尊重し、拠点の所在する国や地域の発展に貢献します。

9) 企業倫理

経営トップは自ら率先垂範し、「行動規範」の精神の実現に努め、社内体制の整備を行い、企業倫理の徹底を図ります。

10) 問題解決

万一、行動基準に反するような事態が発生した場合には、経営トップ自らが問題解決に当たる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速且つ的確な情報公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らも含めて厳正な処分を行います。

CSR : Corporate Social Responsibility の略 一般的には「企業の社会的責任」と訳されます。

行動規範 : 当社の企業理念を実現するために定めた行動基準と行動細則からなり、エクセディグループで働くすべての人が企業人として、また社会人として遵守すべき行動理念を示すものです。

Ⅲ エクセディの調達基本方針

エクセディは、お客様に喜んで頂ける商品・サービスを提供する為に、次の4つの基本方針に基づき調達活動を行っています。

双方向のコミュニケーションを促進し、相互信頼を基本に共存共栄を図る。

1. 開かれた公正・透明な取引

協力企業様の選定にあたっては、国籍・企業規模・取引実績の有無を問わず公正かつ公平な参入機会を提供し、品質・納期・コスト・技術などの能力に加え、継続的な改善に取り組む経営姿勢、環境問題などの社会的責任に対する取り組みなどを総合的に判断致します。

2. 相互信頼に基づく共存共栄

協力企業様と密接な双方向コミュニケーションにより、相互に必要な情報を共有し信頼関係を築きます。それを基に、競争力強化のパートナーとして相互研鑽に努め、共存共栄を図ります。

3. グリーン調達の推進

「協力企業グリーン調達ガイドライン」に基づき、環境負荷の少ない商品・サービスの提供を推進します。

4. コンプライアンスの遵守

関係法令並びに「自動車産業適正取引ガイドライン」（経済産業省策定）とその精神を遵守します。

IV 協力企業CSRガイドライン

エクセディは、企業活動を通じて、地球・社会の持続可能な発展のために貢献したいと考えています。それを実現する為にも、協力企業の皆様の社内において、下記項目へのお取り組みをお願いしたいと考えております。

また、皆様の協力企業様に対しても、皆様のCSR方針・ガイドラインの展開・啓発活動を通じて、下記項目の普及・浸透に努めて頂きたいと考えています。

1. コンプライアンス

1) 法令及びその精神の遵守

- (1) 各国・地域の法令並びにそれらの精神を遵守する。
- (2) コンプライアンス徹底の為、方針や体制、行動指針、通報制度、教育などの仕組みを整備し実施する。

2) 機密情報の管理・保護

- (1) 開発や経営情報など、自社の機密情報を厳重に管理し、適正に利用する。
- (2) 他社の機密情報は正当な方法で入手すると共に、利用範囲その他の条件を確認の上厳重に管理し適正に利用する。
- (3) 従業員や取引先などに関する個人情報、正当な方法で入手すると共に、入手した情報は厳重に管理し、適正な範囲で利用し保護する。

3) 知的財産の保護

- (1) 自社が保有又は自社に帰属する特許権、商標権、著作権、ノウハウなどの知的財産権等が第三者に侵害されたり不正使用されない様に保護する。
- (2) 第三者が保有又は第三者に帰属する知的財産権の不正入手や不正使用、ソフトウェアの不正コピー等の権利侵害を行わない。

4) 競争法の遵守

私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用など、各国の競争法に違反する行為を行わない。

5) 輸出取引管理

輸出取引管理に関する法令に従い、輸出する製品・技術等について、規制品目かどうかを確認の上で該非判定書を入手・作成・提供するなどの管理を徹底する。

6) 腐敗防止

- (1) 政治献金・寄付等は、各国の法律に従って実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。
- (2) 不正な取引を目的とした接待、贈答、金銭の授受・供与を行わない。

2. 人権・労働

1) 差別撤廃

あらゆる雇用の場面（応募、採用、配属、昇進、報酬、教育、福利厚生、懲罰、解雇、退職等）において、出生、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、各種障がい、趣味、学歴などに基づく各国の該当法令で保護されるべき個性を理由としたあらゆる差別を行わない。

2) 人権尊重

- (1) 暴力、罵声、誹謗・中傷、威迫による業務の強制、いじめなどによる人権侵害行為は行わない。
- (2) 各国の該当法令で保護されるべき個性を理由としたあらゆる形態のハラスメントを行わず、また許さない。
- (3) 従業員に対して、業績を妨げたり尊厳を傷つける、または脅迫的、敵対的もしくは不快な就業環境を生み出すような行為を行わない。
- (4) ハラスメントの苦情に対しては直ちに報告や調査を行う。また従業員が報復や脅迫、嫌がらせを恐れず報告出来るようにする。

3) 児童労働

- (1) 児童労働を行わない。
- (2) 就労可能年齢は15歳、もしくは各国該当法令による就労最低年齢または義務教育終了年齢いずれかのうち最高年齢とする。
- (3) 18歳未満の従業員を危険有害業務、深夜労働に従事させない。
- (4) 職業訓練や見習については、各国該当法令が認めている範囲のみで就労可能とする。

4) 強制労働

- (1) 強制労働を行わない。
- (2) 雇用の条件として、パスポート、公的な身分証明書または労働許可証の引渡しを従業員に要求しない。

5) 賃金

- (1) 最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国該当法令を遵守して従業員に給与を支払う。
- (2) 法定必須給付を支給する。
- (3) 給与その他給付、福利厚生及び控除は、各国該当法令を遵守し、適時明確に従業員に伝える。

6) 労働時間

従業員の労働時間（超過勤務を含む）を規定する各国該当法令に従う。

7) 従業員との対話・協議

- (1) 従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話し、常に相互の理解を促進する。
- (2) 事業活動を行う国の該当法令に基づいて、従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を認める。
- (3) 従業員が経営層へ、報復、脅迫や嫌がらせを恐れずに、オープンで直接対話できる権利を保証する。

8) 安全・健康な労働環境

- (1) 誰もが安心して働けるよう、職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故、災害の未然防止に努める。
- (2) 職場での健康増進活動や疾病予防の為の指導などを通じて、従業員の健康づくりを支援する。

3. 地域・グローバル社会

1) 環境

- (1) 環境との調和ある成長を目指し、事業活動の全ての領域を通じて、ゼロエミッションに挑戦する。
- (2) 各国の環境関係法令を遵守すると共に、環境保全活動を推進し、環境マネジメントシステムの確立により継続的な改善を行う。
- (3) 環境負荷物質の適正管理に取り組む。

(詳細は、「グリーン調達ガイドライン」を参照下さい。)

2) 責任ある資源・原材料調達

人権・環境等の社会問題を引き起こす原因となりうる原材料（例：コンフリクトミネラル＝産紛争鉱物等*）の使用による地域社会への影響を考慮した調達活動を行うこととし、懸念のある場合には使用回避に向けた施策を行う。

*コンゴ民主共和国およびその周辺諸国から産出される鉱物で、且つ同地域の武装勢力の活動資金となっている鉱物

3) 地域への貢献

豊かな地域社会とその発展に向け、それぞれの地域が抱える社会的課題に目を向け、地域社会と協力しながらその解決につながる社会貢献活動を目指す。

4) ステークホルダーへの情報の開示

経営・財務・環境保全・社会貢献に関連する情報などについて、ステークホルダーに有用な情報を正確、公正、かつ迅速に開示する。

4. 皆様の協力企業様への展開

- 1) 皆様の仕入先様に対しても、上記の趣旨を踏まえた各社のCSR方針・ガイドラインを展開し、啓発活動を通じ皆様の仕入先におけるCSRへの取組みの浸透・普及に努める。
- 2) 浸透・普及にあたっては、サプライチェーンの全体を意識し、必要に応じたフォロー・是正対応を行う。